

平成28年度税制改正に関する要望

平成27年9月24日
一般社団法人 日本化学工業協会
会長 小林 喜光

わが国経済が、国内消費、設備投資など不透明な要素はありながらも緩やかな回復軌道にある中で、円安、原油価格の安定、海外事業の好調さを背景に、全体としての企業業績は伸びてきております。また、賃上げの継続、多様化した雇用環境への対応、コーポレートガバナンスの強化など、産業界として国内における事業基盤の整備にも取り組んでいるところであります。

化学業界は、こういった経済の好循環を担う一方で、未来の社会に向けたイノベーションのための研究開発投資や設備投資は勿論のこと、一層の省エネルギー、CO₂削減をはじめとする持続的な社会の実現のための技術変革も求められており、積極的にその役割を果たしていく方向にあります。

今後、産業界が経済の流れを本物のものとし、確固たるものとしていくことに加え、技術変革を基にした社会への貢献を果たすためには、そのグローバルな事業運営において国際的なイコールフットィングの実現と同時に、細やかな事業振興施策が必要であります。特に、製造業の基本的な要素である研究開発、設備投資を促進することは根幹をなすものであり、その推進、支援となるよう、下記の通り平成28年度税制改正に対して要望いたしますので、宜しくご高配下さいますようお願い申し上げます。

記

重点要望項目

1. 法人実効税率の引き下げ

法人実効税率は、昨年度の税制改正において是正され、今後も段階的に引き下げられることとなったものの、依然として国際的には高い水準にあり、イコールフットィングの観点から一層のスピード感を持って国際的な水準である25%程度まで是正されるべきである。また、実質的に大幅な是正がなされることによってわが国の立地競争力が確保される観点からすれば昨年度の改正は不十分であり、本来の主旨、即ち各産業の企業競争力を強化し、設備、雇用、研究開発といった国内再投資の活性化を促すことが、一層の経済成長につながっていくよう、安易な課税ベースの拡大にこだわることなく引き下げていただきたい。

更に、地方法人所得課税については、景気に左右されることや地域的な偏在があることから地方税の主要な税目とすることは適当ではなく、地方法人特別税を廃止し、地方交付税交付金などの配分の措置を設けた上で国税化を図るべきである。その場

合は、企業の事務負担の大幅な軽減効果も期待できるものである。

2. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

約束草案にも示された温室効果ガスの排出削減目標を達成し持続可能な社会の実現に向けて、省エネルギー、CO₂削減は、今後産業界だけでなく社会全体として経済の観点を越えて取り組むべきことである。化学業界としても社会的使命として強力に推進していくものであるが、地球温暖化対策税は、その事業運営基盤となる国際競争力を阻害し、ひいては企業の活力を削ぐものである。国際的なイコールフットイングが実現され、技術革新のための設備投資、研究開発投資の力を産業界が蓄えるためにも、地球温暖化対策税について廃止も含めた抜本的な見直しが必要である。中でも自家発電用燃料への課税は省エネ法における電力需要ピーク対策としての自家発電促進と逆行するものであり、早期に撤廃すべきである。また現状においても、その立法の趣旨に鑑み、少なくともその用途は、森林吸収源対策などに拡大することなく、エネルギーコスト低減策に限定しておくべきである。

3. 設備投資を促進する税制の維持、拡充

商材の高付加価値化、海外展開を支える日本の生産拠点の強化、IoT活用による生産性の向上など、設備に関わる投資が当面の経済効果だけでなく、長期にわたる産業の「稼ぐ力」と成長につながっていくものであり、攻めだけでなく守りも含めた設備投資が重要である。幅広く設備投資を行う上での負担が軽減され、一層促進されるよう、下記の通り要望する。

(1) 現行の税制措置の維持、拡充

現在設定されている生産性向上設備投資促進税制だけでなく他の特別措置も含めて、その維持は勿論のこと、対象範囲の拡大、期限の延長など一層の拡充を要望する。

(2) 償却資産税の見直し、軽減

投資促進の国策に逆行する製造設備に対する償却資産税の見直しを要望する。少なくとも、機械装置や研究開発設備を対象とした償却資産税の廃止や評価額の最低限度としての残存価額（5%）の廃止を早期に要望する。

(3) 事業所税の見直し

資産割りにについては償却資産税と同様に投資促進に逆行し、従業員割りにについては雇用促進に逆行することから、廃止を含む抜本的な見直しを要望する。

4. 研究開発促進税制の拡充

昨年度の税制改正において特別試験研究費の枠は設けられたものの、一般試験研究費の総額型の控除上限が25%に引き下げられた。しかし、日本経済の再生、成

長のためのイノベーションだけではなく、エネルギー、環境といった社会問題へのソリューションなど、化学業界をはじめ産業界に期待される技術革新は今後もますます幅広く、大きなものとなる。その推進においては、産業界が長期的な取組として、安定的に研究開発に取り組めるよう、研究開発税制を国際的にも見劣りしないレベルで、一時的ではない制度とすることが必要であり、控除上限を30%に拡充するよう要望する。

5. 石油化学製品製造用の石油製品（ナフサなど）を始めとする製造用原料に対する揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化

輸入石油化学原料などに対する石油石炭税の免税措置は、平成24年度税制改正により、租税特別措置法における期限の定めが無くなり、「当分の間」延長されることとなった。

しかし、原料用途に課税されている諸外国の例はなく、一旦課税されれば海外とのイコールフットイングにおいて著しい不利益を被ることとなる。そのため、揮発油税などの免税措置と合わせ、石油化学製品の製造用の引取りに係る石油製品（ナフサなど）とコークス製造用石炭の石油石炭税の免除・還付について、租税特別措置法ではなく、本則での恒久化を図るべきである。

継続要望項目

1. 連結納税制度の適用要件の緩和

日本経済の再生、産業の競争力強化のためには、個別企業においても組織再編などによる抜本的な構造改革が必要である。連結納税制度を一層活用し易くすることで、グループ再編、事業再編を促進することが望まれる。

ついては、連結子法人の連結グループへの新規および途中加入時の時価評価規定や繰越欠損金の持込制限が、結果として組織再編を阻害している実情を踏まえ、少なくとも、5年間の連結納税までの待機期間を設けることで前述の規定を廃止したり、適格合併要件を満たす場合は適用除外をしたりすることなどによる阻害要因の改善を要望する。

また、設立時から100%子法人であった連結子法人の特定連結欠損金についても連結納税グループ全体の所得から控除することができるようにすることは、分社化による新事業に対して事業創生期の負担を税制面で支援することになり、事業創出を促すインセンティブとして有用であると考えられる。

2. 組織再編税制の適用要件の緩和

組織再編などによる抜本的な構造改革が日本経済にとって重要であることは上述の通りであるが、企業が柔軟に事業構造を変化させられるよう、取り得る選択肢

を広げ、早期に事業成長につなげていく事が肝要である。その観点から以下の2点を要望する。

(1) LLPの活用環境の整備

現行の組織再編税制は、共同新設分割による組織再編を行う場合、新設分割承継する者は「法人」に限られるため、仮に共同事業要件などを満たしていてもLLPは対象外となっており、現物出資の際に簿価での移転ができないなどの弊害がある。

化学業界では、コンビナートを通して近隣の会社との連携による事業の再編も選択肢としているが、基本的な要件は満たしていてもLLPに法人同様の優遇税制が得られないことは公平感を欠き、再編に向けた選択の幅を狭めるものである。こうした弊害を速やかに取り除くべく適用要件の緩和を要望する。

(2) LLCの活用環境の整備

事業を共同再編するにあたりLLCなどの活用が企業で検討されるが、外国ではパススルー課税を適用することにより、これらを支援促進する税制を有する場合がある。無制限に適用することは困難であると思われるが、雇用の維持、事業の再生、産業構造の高度化に資するなどの国策にかなう場合は、個別申請に対して特例認定をした上で適用するなど、企業の事業再編を促進する枠組みとして検討願いたい。

3. 移転価格税制の改善

(1) 改善要望項目

- 国外関連者となる資本関係を現在「50%以上」としているが、「50%超」とすべきである。
- 租税条約締結国との間での課税については、相互協議後の更正となるような制度化をすべきである。
- 国外関連者に対する寄付金を移転価格税制の対象とすべきである。現行通りとするならば、少なくともその区分を明確にするべきである。
- 国外関連者との取引価格が独立企業間取引価格を基に増額更正された場合、他年度における状況によっては、当該年度の減額更正の対応もなされるべきである。
- 移転価格文書の具備については、外部調査会社に委託するなど高額のコストがかかることが実情であり、中小企業でも簡易に適正な対応が可能な措置をとるべきである。

(2) 促進要望項目

- 相互協議が有効に行われるようアジア各国との間の体制整備の加速をお願いしたい。

- 国税庁の参考事例集の整備充実を図っていただきたい。

4. 減価償却制度の見直し

- (1) 減価償却制度における損金経理要件（法人税法31条1項）の撤廃
企業が会計基準を選定するにあたっての制約とならないよう、損金経理要件の撤廃を要望する。
- (2) 一括償却資産制度の3年均等償却制度の廃止
少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満に戻し、一括償却資産の3年均等償却制度を廃止することを要望する。

5. 法人税における二重課税の排除および事務負担の軽減

- (1) 受取配当金に対する二重課税を排除するため、益金不算入額を100%とすることを要望する。併せて、事務負担の軽減の観点から持ち株比率1/3超の株式からの配当についての負債利子控除の廃止も要望する。
- (2) 国際間においても、国内においても、親子間配当に係る源泉徴収を免除していくことを要望する。これにより、納税・徴税双方の事務負担軽減を図っていただきたい。
- (3) 外国税額控除制度における繰越期間（限度超過額、控除余裕額）の3年から5年への延長を要望する。

6. 欠損金の繰越控除要件の緩和

昨年度の税制改正において見直されたが、国際的なイコールフットィングの観点からは未だ乖離が大きい状況となっており、特段の制限を設けずに、繰越期間を無期限とすることを要望する。

7. 消費税申告にかかる事務負担の軽減

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れなどの税額の全額を仕入税額控除する制度に関して設けられた課税売上高による制限を撤廃し、大企業を含めた完全適用を要望する。

また、法人税の確定申告を延長した場合における申告期限の不整合について是正を図っていただくほか、複数税率についての議論においても、上述の課題とあわせ、企業の事務負担に配慮すべきである。

8. 税法と企業会計の調和

一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によって求める期間損益の額は、法人税法においても尊重されており、実務を簡素にするという意味からも重要な意義

を持つ。従って、法人税法の改正にあたっては企業会計の基準を十分に尊重し、税法が企業会計とできる限り乖離することのないよう配慮されたく、以下の2点を要望する。

(1) 減損会計への対応

減損会計により計上される減損損失の損金算入。

(2) 貸倒損失の損金算入要件の緩和

貸倒引当金の繰入限度額に関する経過措置が終了し、企業会計上の貸倒損失の計上時期と税務上の損金算入時期に大幅な乖離が生じることとなった。貸倒損失の損金算入要件を緩和し、部分貸倒れなどを認めるべきである。

9. タックスヘイブン税制の見直し

昨年度の税制改正において基準税率（トリガー税率）は20%未満に見直されたものの、国際的に法人実効税率が低下していることに鑑み、法人実効税率の1/2相当までトリガー税率の見直しを図るか、20%未満であっても租税回避行為と認定しないホワイトリスト方式を併用するなどの見直しを要望する。

以 上